

～ 人事委員会勧告(関連資料) ～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく平成27年の給与改定
- 5 給与制度の総合的見直しへの対応
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 最近の人事委員会勧告の実施状況

平成27年10月

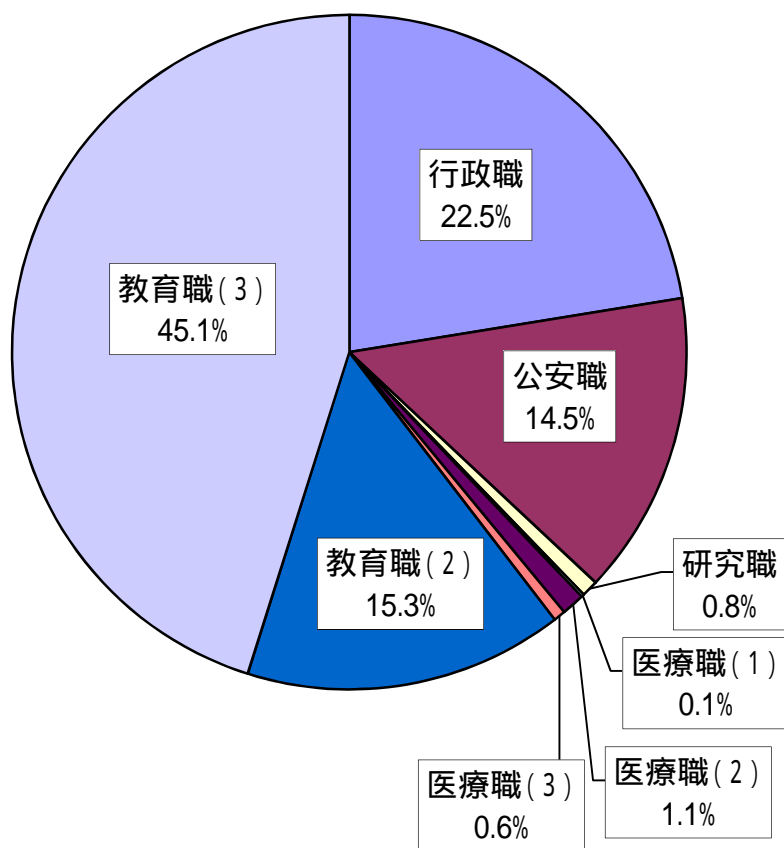
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、20,859人であり、昨年より130人の減(行政職については、4,681人で31人の減)
- ・職員の平均年齢は43歳10月であり、昨年と同じです(行政職については、43歳3月で昨年より2月若年化)

<平成27年 職員構成比>



項目 給料表	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,681人	4,712人	31人	43歳3月	43歳5月	2月
公安職	3,031人	3,029人	+2人	38歳5月	38歳5月	0月
研究職	166人	166人	0人	41歳6月	41歳6月	0月
医療職(1)	29人	29人	0人	46歳3月	48歳3月	24月
医療職(2)	229人	241人	12人	42歳10月	43歳1月	3月
医療職(3)	120人	118人	+2人	44歳1月	46歳1月	24月
教育職(2)	3,191人	3,193人	2人	42歳8月	42歳9月	1月
教育職(3)	9,412人	9,501人	89人	46歳3月	46歳2月	+1月
合計	20,859人	20,989人	130人	43歳10月	43歳10月	0月

(平成27年4月1日現在)

職員数、平均年齢等は、「平成27年職員給与実態調査」によるものです。

職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。

民間給与の調査(全国共通、人事院との共同調査)

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
・母集団609事業所から無作為抽出した県内213事業所が対象
・うち、183事業所から回答を得た(調査完了率85.9%)
調査期間 5月1日～6月18日

民間給与をより広く把握し反映(H18～)

(H18)企業規模を100人以上 50人以上に拡大
(H18)比較対象をスタッフ職にも拡大
(H25)調査対象をほぼ全産業に拡大
(H26)中間職の給与月額等を把握

職員給与の調査

(全職員)

給与改定等の
状況

前年8月から当年7月までの
ボーナスの支給状況

職員の期末手当・勤勉手当の
年間支給月数と比較

【民間給与】
事務・技術関係従業員の4月分実支給額

【職員給与】
行政職の職員の4月分実支給額

精密
比較

ラスパイレス方式により仕事の種類、役職段階、学歴、年齢
を同じくする者同士の給与を比較し、「公民較差」を算出

地方公務員法に定める情勢適応の原則・均衡の原則
に基づき給料表・諸手当の改定内容を決定

人事院の給与勧告
(国家公務員の給与)

生計費

他の地方公共団体の給与

比較考慮

人事委員会報告・勧告

知事

(勧告の取扱決定)

改正給与条例案の提出

県議会

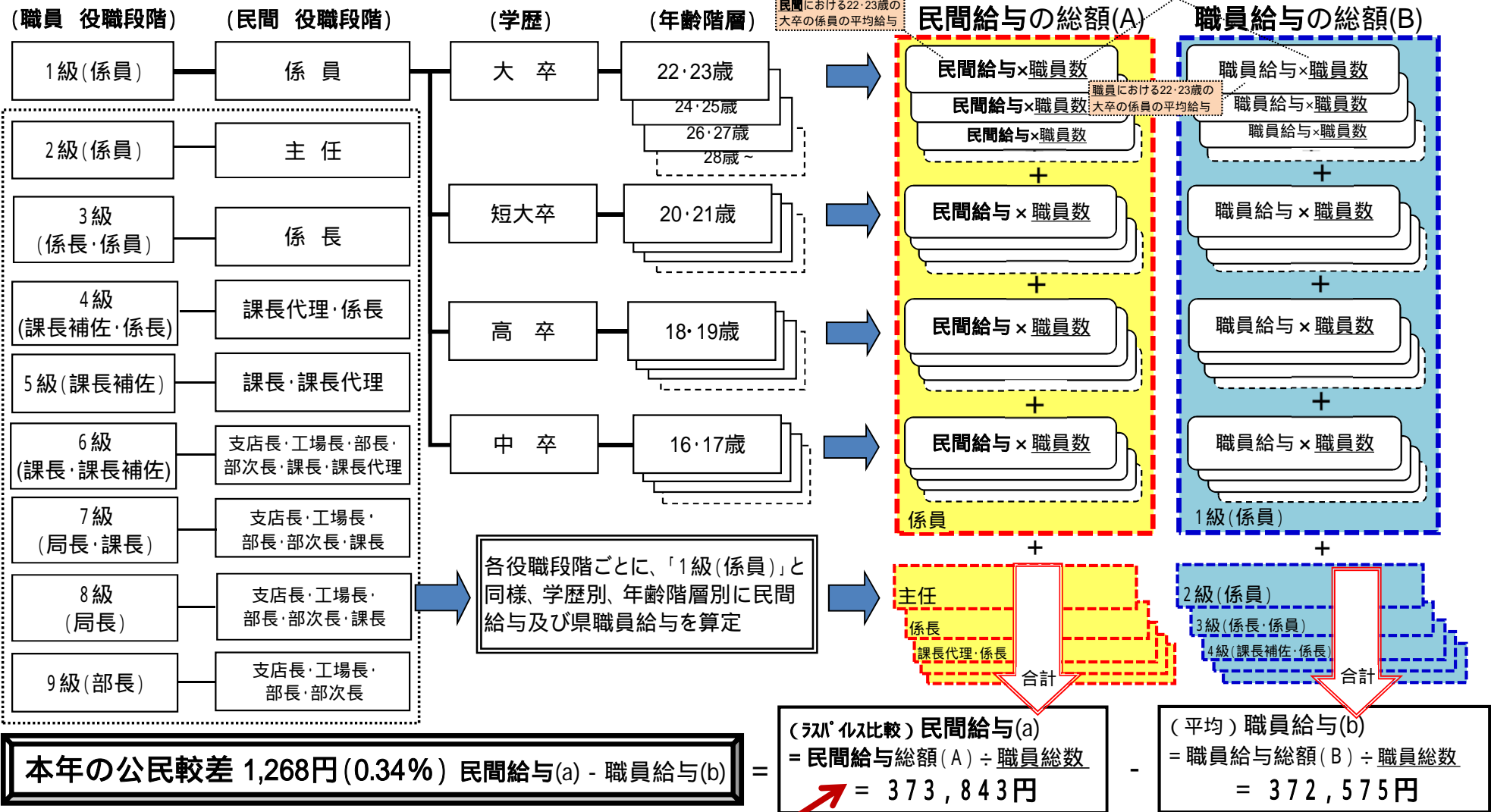
(給与条例の改正)

3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与とのそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。

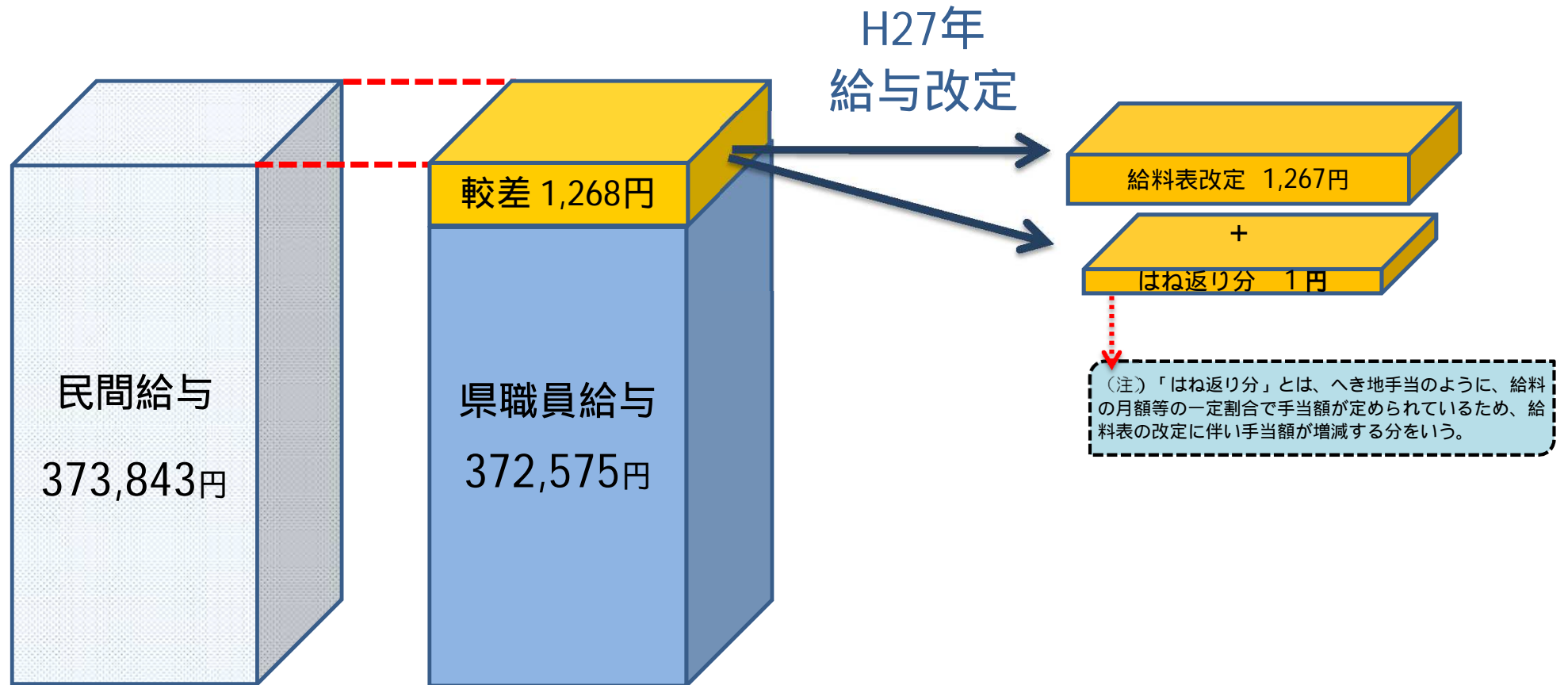
職員における22・23歳の大卒の係員の人数



県内民間事業所の平均給与を職員に支給した場合の支給総額および職員1人当たりの平均額
 民間事業所との人員構成の違いによる影響を除くために、給与の主な決定要素である役職・学歴・年齢に関する人員構成を同じにして比較(ラスパイレス比)

4 民間給与との較差に基づく平成27年の給与改定

本年の民間給与との較差 1,268円(0.34%)を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、初任給が民間との間に差があることも踏まえ、初任給を2,500円、若年層も同程度、その他については1,100円を基本とした、給料表水準の引上げを行うこととしました。



5 給与制度の総合的見直しへの対応

【1 給与制度の総合的見直しとは】

民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し (地域間の給与配分の見直し)
官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の給与水準の見直し (世代間の給与配分の見直し)
公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し
という3つの課題に対処するため、国では、平成27年4月より「給与制度の総合的見直し」を実施

【2 これまでの経緯】

本委員会は、昨年報告において、給与制度の総合的見直しについて、国の俸給表との均衡、雇用と年金の接続の観点から重要な課題としつつ、国に準じた見直しが職員給与に与える効果・影響の検証、本県の職員構成等の状況、他の都道府県の取組状況等を総合的に勘案する必要があることから、引き続き検討を行うとしていた。

【3 検討の主な概要】

行政職50歳台後半層を中心に公民の給与差について精査したところ、50歳台後半層の職員給与は、地域の民間給与より高い傾向にあること、また、国の引下げ幅が最も大きい箇所について、県でもほぼ同様の状況にあること等を確認

「世代間の見直し」の観点から、国の俸給表に準じた新たな給料表に切り替える必要性を確認

全国47都道府県のうち、42都道府県で総合的見直しを実施。また、県内に地域手当の支給地域がない15県のうち、12県で見直しを実施



平成28年4月より給与制度の総合的見直しを実施

見直し対象： 医療職給料表(1)(医師)を除く全ての給料表適用者 対象となる一般職員 約20,830人(育休者等は含まない)
再任用職員等も対象

新たな給料表： 国の俸給表等に準じた給料表に切り替える。 行政職給料表： 0.3%～4.2%、平均 2.0%

「世代間の見直し」の観点から、国の俸給表等に準じた新たな給料表に切り替えるが、国の俸給表等の構造(地域間と世代間の見直しを一体的に実施)により、結果として「地域間の見直し」も行うこととなる。

経過措置： 給与引下げに伴う生活への影響を考慮し、所要の経過措置を講じる。

地域手当： 県外事務所等に勤務する職員等に対する地域手当について、級区分、対象地域の見直しは国に準じて実施。支給割合は、国より1年遅れで改定

この他、平成28年4月から単身赴任手当の加算額の限度について、給与条例で定める限度まで引き上げる。

6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

(平成27年給与改定分)

役職段階	年齢	家族構成 (扶養親族)	勧告前		勧告後		年間給与 額の差	備考
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係員	18歳	(独身)	146,924円	2,162,000円	149,424円	2,209,000円	47,000円	新規高卒採用者
	22歳	(独身)	181,324円	2,669,000円	183,824円	2,717,000円	48,000円	新規大卒採用者
	25歳	(独身)	193,659円	3,118,000円	196,159円	3,178,000円	60,000円	
	30歳	配偶者	243,065円	3,894,000円	245,265円	3,952,000円	58,000円	
係長級	35歳	配偶者、子1人	295,197円	4,780,000円	296,397円	4,829,000円	49,000円	32歳で第1子,37歳で第2子誕生と仮定
	40歳	配偶者、子2人	354,951円	5,811,000円	356,151円	5,867,000円	56,000円	
課長補佐級	45歳	配偶者、子2人	400,783円	6,567,000円	401,883円	6,627,000円	60,000円	
課長級	50歳	配偶者、子2人 (扶養手当加算1人)	509,189円	8,130,000円	510,289円	8,195,000円	65,000円	
局長級	55歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	558,087円	9,123,000円	559,187円	9,200,000円	77,000円	
部長級	58歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	662,869円	11,029,000円	663,969円	11,122,000円	93,000円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、扶養手当、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

(給与制度の総合的見直し影響分)

役職段階	年齢	家族構成 (扶養親族)	見直し前		見直し後		年間給与 額の差	備 考
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係 員	18歳	(独 身)	149,424 円	2,209,000 円	149,000 円	2,203,000 円	6,000 円	新規高卒 採用者
	22歳	(独 身)	183,824 円	2,717,000 円	183,300 円	2,710,000 円	7,000 円	新規大卒 採用者
	25歳	(独 身)	196,159 円	3,178,000 円	195,600 円	3,169,000 円	9,000 円	
	30歳	配偶者	245,265 円	3,952,000 円	242,400 円	3,906,000 円	46,000 円	
係 長 級	35歳	配偶者、子1人	296,397 円	4,829,000 円	290,200 円	4,727,000 円	102,000 円	32歳で第1子,37 歳で第2子誕生 と仮定
	40歳	配偶者、子2人	356,151 円	5,867,000 円	348,800 円	5,745,000 円	122,000 円	
課長補佐級	45歳	配偶者、子2人	401,883 円	6,627,000 円	393,400 円	6,486,000 円	141,000 円	
課 長 級	50歳	配偶者、子2人 (扶養手当加算1人)	510,289 円	8,195,000 円	499,100 円	8,007,000 円	188,000 円	
局 長 級	55歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	559,187 円	9,200,000 円	549,200 円	9,026,000 円	174,000 円	
部 長 級	58歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	663,969 円	11,122,000 円	652,400 円	10,913,000 円	209,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、扶養手当、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

所要の経過措置(現給保障)が講じられる場合、直ちに上記のように減額となるものではありません。

7 最近の人事委員会勧告の実施状況

この10年間に於ける県職員の給与は、平成25年までは、平成19年を除いて月例給又は特別給の減額(改定見送り)による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、昨年と今年は月例給・特別給ともに2年連続での引上げとなりました。

内容等 勧告年	公民較差	月例給	特別給(期末手当・勤勉手当)		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成18年 (2006年)	0.01%	勧告なし ^(注1)	4.45月	-	-	-
平成19年 (2007年)	0.17%	0.16%	4.50月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成20年 (2008年)	0.03%	勧告なし ^(注2)	4.50月	-	-	-
平成21年 (2009年)	0.28%	0.27%	4.15月	0.35月	15.2万円	2.4%
平成22年 (2010年)	0.10%	0.10%	3.95月	0.20月	8.3万円	1.4%
平成23年 (2011年)	0.28%	0.28%	3.95月	-	1.7万円	0.3%
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし ^(注3)	3.95月	-	-	-
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし ^(注4)	3.95月	-	-	-
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%

(注1) 月例給・特別給の改定以外の「管理職手当の定額化等に係る勧告」あり

(平成21～23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注2) 月例給・特別給の改定以外の「医師の初任給調整手当改定等に係る勧告」あり

(注3) 月例給・特別給の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注4) 月例給・特別給の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり